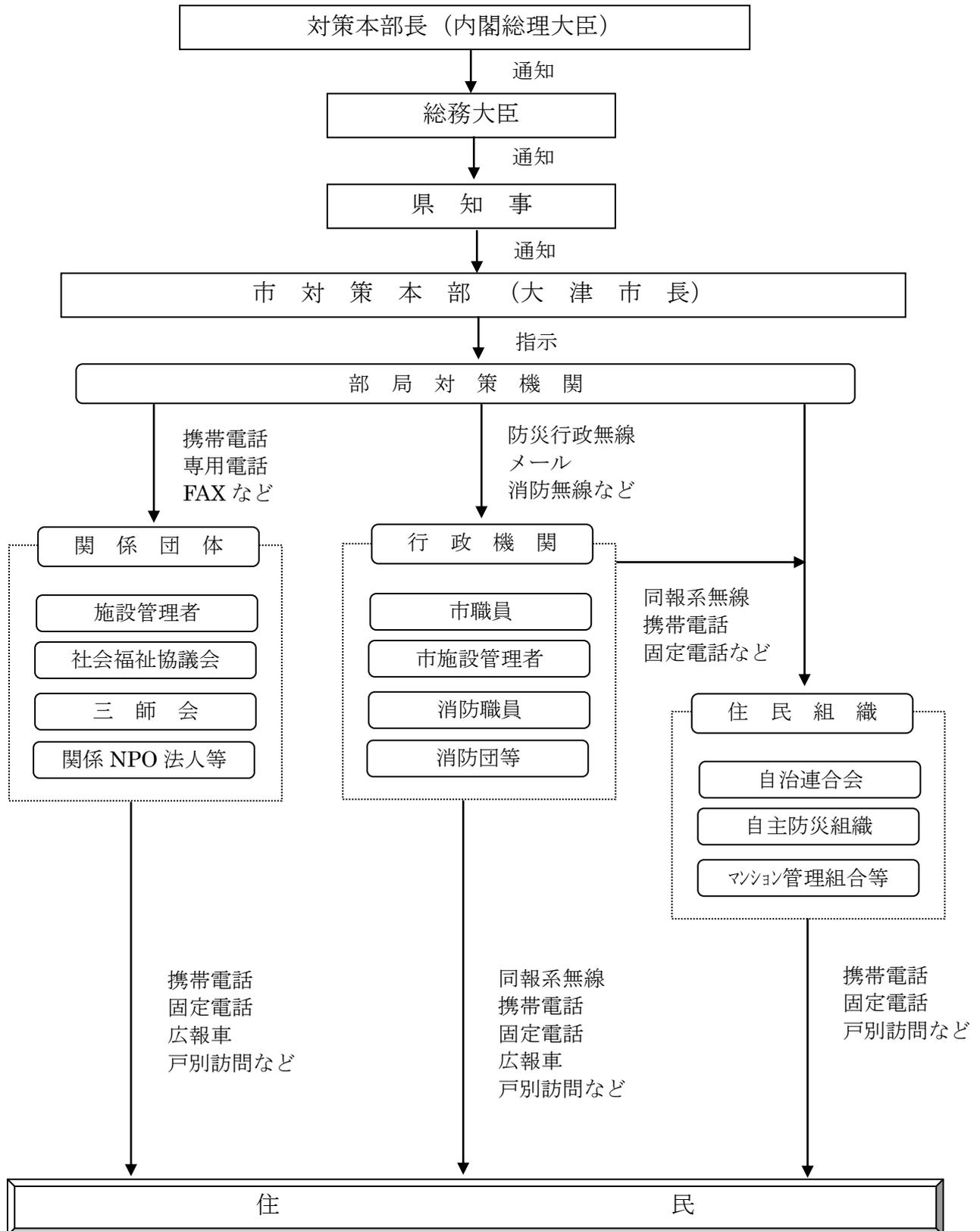
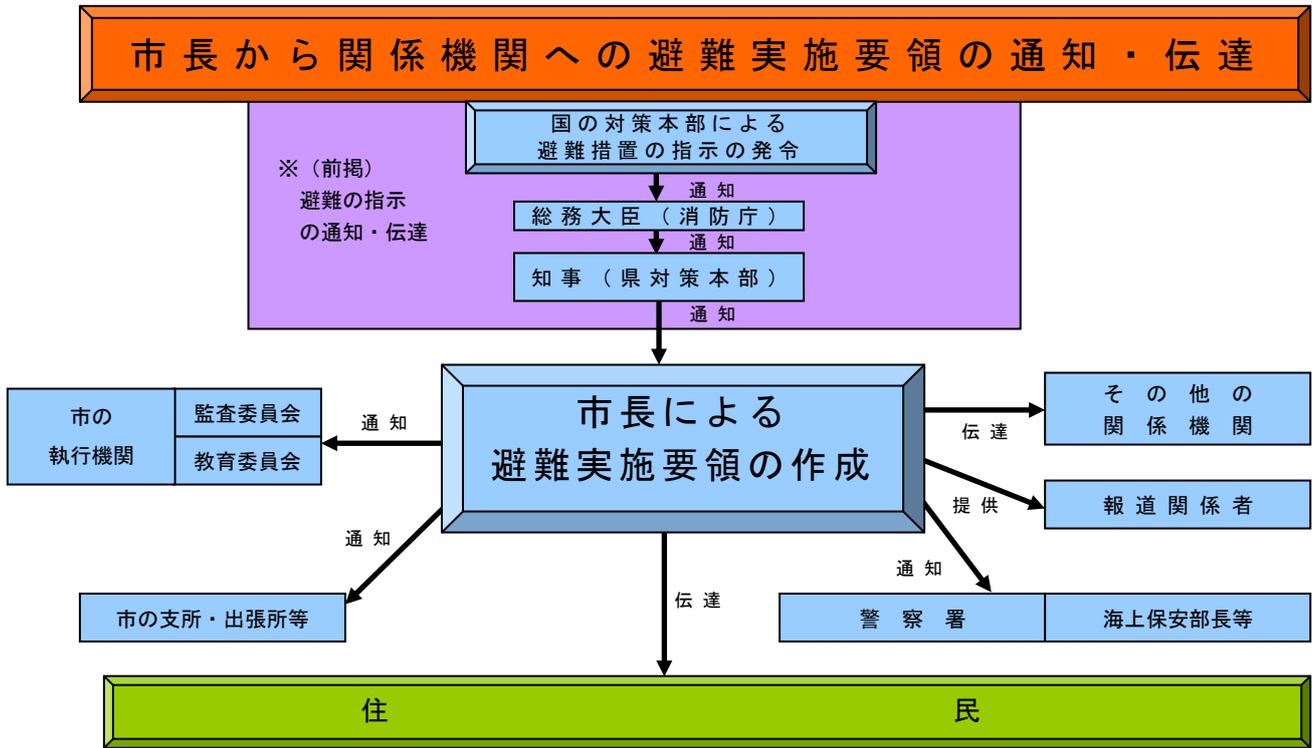


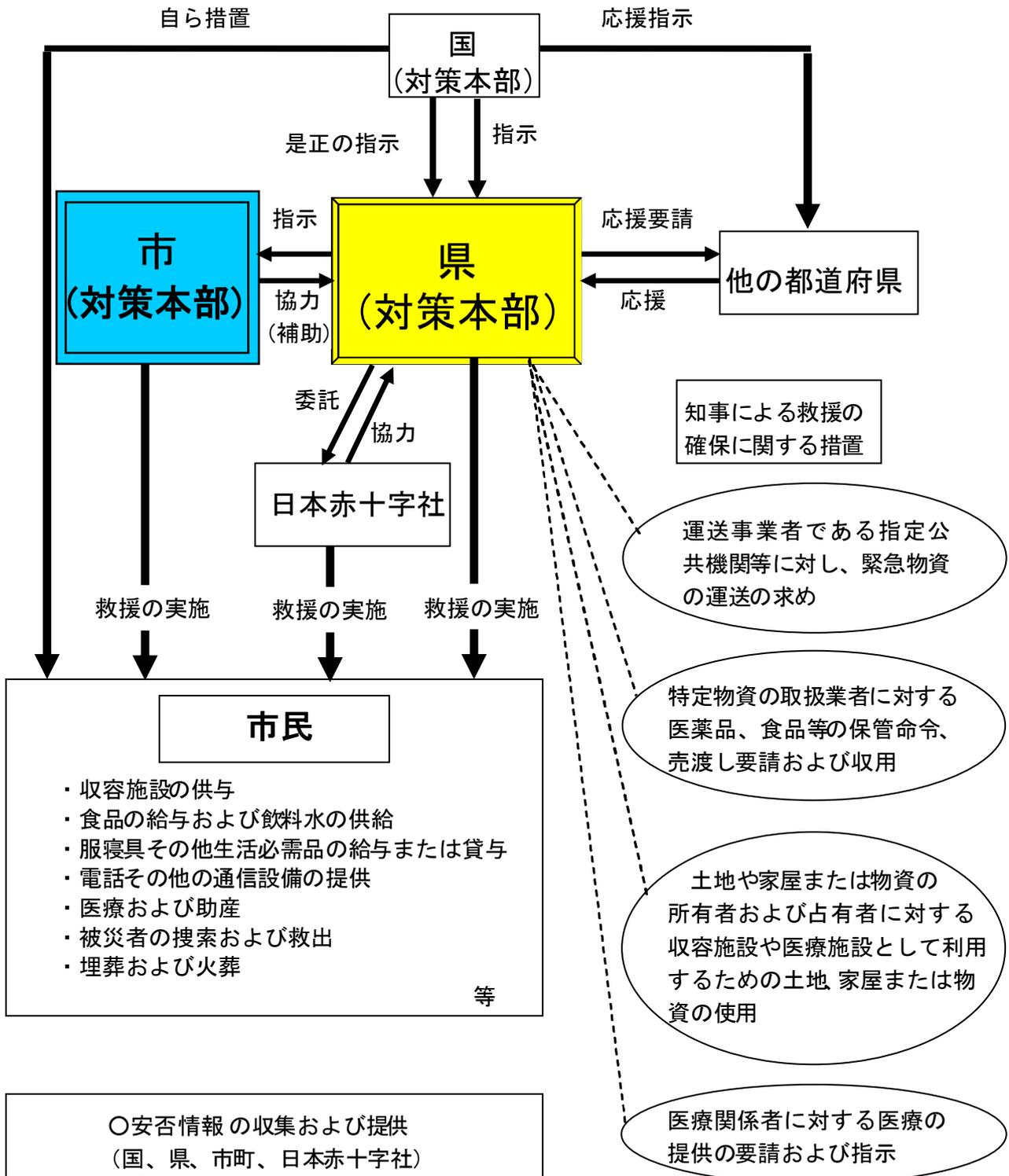
【資料22 市が警報を伝達または通知する仕組み】



【資料23 市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】



【資料24 救援の実施の流れ】



【資料25 退避の指示の一例】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

【弾道ミサイルによる攻撃の場合】

避難の指示（一例）

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
その際、できるだけ、近隣の堅牢な施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。
（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）
- 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。
弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、……

【ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合】

避難の指示（一例）

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が……。
- AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- BB地区の住民については、市町村長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。
健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

【資料26 あらかじめ定めた様式】 救急・救助事故等即報(第3号様式/救急・救助事故等)(国:様式1)
 第3号様式(救急・救助事故等)

第 報

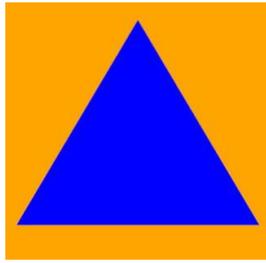
消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人()	人()
	計 人	{ 重症 人() 中等症 人() 軽 症 人()		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【資料27 身分証明書のひな型】



(オレンジ色地に青の正三角形)

表面

裏面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type -----		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は上記のとおり)。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

【参考資料 関係機関との協定一覧（防災における協定）】

協定名称	関係部局
義士親善友好都市間における災害応急活動の相互応援に関する協定〔大津市〕	総務部
大津市・奈良市間の災害時相互応援に関する協定〔大津市〕	総務部
大津市・鈴鹿市間の災害時相互応援に関する協定〔大津市〕	総務部
大津市・伊賀市間の災害時相互応援に関する協定〔大津市〕	総務部
大津市・大津町間の災害時相互応援に関する協定〔大津市〕	総務部
大津市・京都市間の災害時における避難所の相互利用に関する協定〔大津市〕	総務部
東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定〔大津市〕	総務部
中核市災害相互応援協定〔大津市〕	総務部
滋賀県市長会災害相互応援協定〔大津市〕	総務部
防災映像情報の交換に関する協定	総務部
災害時における大津市と大津市内郵便局との相互協力に関する協定（郵便事業（株））〔大津市〕	総務部
災害発生時における相互協力に関する協定書（滋賀刑務所）〔大津市〕	総務部
災害時における物資の供給に関する協定（レンゴー株式会社滋賀工場）〔大津市〕	総務部
災害時における物資等の輸送に関する協定（滋賀県トラック協会大津支部）〔大津市〕	総務部
災害時における燃料の提供に関する協定（大津貨物輸送協同組合）〔大津市〕	総務部
防災への取り組みに関する協定（Google）〔大津市〕	総務部
災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）〔大津市〕	総務部
災害時の放送に関する協定（㈱ZTV）〔大津市〕	総務部
災害時の避難所におけるインターネット回線提供に関する協定（㈱ZTV）〔大津市〕	総務部
災害時の被災者施術活動についての協定（大津鍼灸マッサージ師会）〔大津市〕	総務部
災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定（株式会社いずみ二一）〔大津市〕	総務部
災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定（株式会社平和堂）〔大津市〕	総務部
災害発生時における帰宅困難者への支援に関する協定（（一社）大津市商店街連盟）〔大津市〕	総務部
災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）〔大津市〕	総務部
災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定（志賀町漁業協同組合）〔大津市〕	総務部
災害時における避難所として障害福祉サービス事業所等を使用することに関する協定（NPO法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会）〔大津市〕	福祉子ども部
大津市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定〔大津市〕	福祉子ども部
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定〔大津市〕	健康保険部
災害時に要援護者の避難施設として看護学校を使用することに関する協定〔大津市〕	健康保険部
災害時に要援護者の避難施設として高齢者福祉施設を使用することに関する協定（滋賀県老人福祉施設協議会）〔大津市〕	健康保険部
災害時における浴場の使用及び井戸水の提供に関する協定（滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合大津支部）〔大津市〕	健康保険部

協 定 名 称	関係部局
災害時における大津市食品衛生協会による支援に関する協定（大津市食品衛生協会）〔大津市〕	健康保険部
災害時の医療救護活動についての協定（大津市医師会）〔大津市〕	健康保険部
災害時の歯科医療救護活動についての協定（大津市歯科医師会）〔大津市〕	健康保険部
災害時の医療救護活動についての協定（大津市薬剤師会）〔大津市〕	健康保険部
災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書（滋賀県ペストコントロール協会）〔大津市〕	健康保険部
災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書（おごと温泉旅館協同組合）〔大津市〕	産業観光部
災害時における生活物資の調達等に関する協定（生活協同組合コープしが）〔大津市〕	産業観光部
災害時における生活物資の調達等に関する協定（大津コンビニエンスストア協会）〔大津市〕	産業観光部
災害時における生活物資の調達等に関する協定（イオンリテール株式会社東近畿カンパニー）〔大津市〕	産業観光部
災害時における生活物資の調達等に関する協定（大津商工会議所・大津北商工会・瀬田商工会）〔大津市〕	産業観光部
災害時相互応援に関する協定（地方卸売市場）〔大津市〕	産業観光部
災害時における物資の調達等に関する協定（株式会社アヤハディオ）〔大津市〕	産業観光部
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（株式会社平和堂）〔大津市〕	産業観光部
大規模災害時におけるし尿等の処理に関する協力協定（湖南広域行政組合、甲賀広域行政組合、八日市布引ライフ組合）〔大津市〕	環境部
災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）〔大津市〕	未来まちづくり部
災害時における避難施設等のセーフティチェックに関する協定（（社）滋賀県建築士会大津支部、（社）滋賀県建築士会湖西滋賀支部）〔大津市〕	未来まちづくり部
災害時における応急救援活動への応援に関する協定（滋賀県建設業協会大津支部）〔大津市〕	未来まちづくり部
災害時における応急救援活動への応援に関する協定（滋賀県造園協会西地区）〔大津市〕	未来まちづくり部
災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定（滋賀県電気工事工業組合）〔大津市〕	未来まちづくり部
災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定（社団法人滋賀県電業協会）〔大津市〕	未来まちづくり部
下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ〔大津市〕	企業局
災害時における供給協力に関する協定書（株式会社いずみ二一）〔大津市〕	企業局
災害時における供給協力に関する協定書（東洋紡株式会社総合研究所）〔大津市〕	企業局
地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（日本ガス協会）〔大津市〕	企業局
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定〔大津市〕	企業局
日本水道協会関西地方支部の災害時相互応援に関する指針〔大津市〕	企業局
災害時における応急、復旧対策活動に関する応援協定（大津市水道瓦斯工事店協同組合）〔大津市〕	企業局
災害時における応急救援活動への応援に関する協定（滋賀県エルピーガス協会大津連合支部）〔大津市〕	企業局
災害等発生時における応急対策の協力に関する協定（扶桑建設工業株式会社）〔大津市〕	企業局
災害等発生時における応急対策の協力に関する協定（安田株式会社）〔大津市〕	企業局

協定名称	関係部局
災害等発生時における応急対策の協力に関する協定（コスモ工機株式会社）〔大津市〕	企業局
災害等発生時における応急対策の協力に関する協定（大成機工株式会社）〔大津市〕	企業局
地震震災時における大津市公共下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定（社団法人滋賀県下水道管路維持協会）〔大津市〕	企業局
滋賀県広域消防相互応援協定〔大津市〕	消防局
消防相互応援協定〔大津市〕	消防局
名神高速道路消防応援協定〔大津市〕	消防局
新名神高速道路消防応援協定〔大津市〕	消防局
滋賀県下消防団広域相互応援協定〔大津市〕	消防局
一般国道1号京滋バイパス消防応援協定〔大津市〕	消防局
消防活動支援に関する協定〔大津市〕	消防局
施設等の使用に関する消防活動支援協定〔大津市〕	消防局
警察消防相互応援協定〔大津市〕	消防局
大規模災害時の一時避難場所及び消防活動拠点の提供〔大津市〕	消防局
災害現場への重機等の派遣による消防活動支援〔大津市〕	消防局
災害時における消防活動支援に関する協定書（志賀町漁業協同組合）〔大津市〕	消防局
災害時における消防活動支援に関する協定書（葛川漁業協同組合）〔大津市〕	消防局
災害時における消防活動支援に関する協定書（大戸川漁業協同組合）〔大津市〕	消防局
災害時における消防活動支援に関する協定書（堅田漁業協同組合）〔大津市〕	消防局
災害時における消防活動支援に関する協定書（湖南漁業協同組合）〔大津市〕	消防局
災害時における消防活動支援に関する協定書（勢多川漁業協同組合）〔大津市〕	消防局
災害時における消防活動支援に関する協定書（瀬田町漁業協同組合）〔大津市〕	消防局
災害時における消防活動支援に関する協定書（大津漁業協同組合）〔大津市〕	消防局
救急事故等の現場における医師等への協力要請及び協力内容に関する協定（大津赤十字病院）〔大津市〕	消防局
局地的に多数傷病者が発生した事故に対する車両の出動及び職員の派遣に関する協定（社会保険滋賀病院）〔大津市〕	消防局
救急事故等現場への職員派遣要請に関する協定（国立大学法人滋賀医科大学）〔大津市〕	消防局
救急事故等の現場への職員派遣要請に関する協定（大津市民病院）〔大津市〕	消防局
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定〔滋賀県〕	滋賀県
緊急警報放送の放送要請に関する覚書〔滋賀県〕	滋賀県
災害時等における報道要請に関する協定〔滋賀県〕	滋賀県
災害救助法による救助等に関する委託契約書〔滋賀県〕	滋賀県
近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定〔滋賀県〕	滋賀県
滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会規約〔滋賀県〕	滋賀県

協定名称	関係部局
近畿2府7県震災時の相互応援に関する基本協定に基づく被災建築物の応急危険度判定士の派遣に関する要領〔滋賀県〕	滋賀県
近畿被災建築物応急危険度判定協議会規約	滋賀県
全国被災建築物応急危険度判定協議会規約	滋賀県
災害応援に関する協定（中部9県1市）〔滋賀県〕	滋賀県
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定〔滋賀県〕	滋賀県
災害救助に必要な物資の調達に関する協定〔滋賀県〕〔滋賀県生活協同組合連合会〕	滋賀県
災害時における物資等の輸送に必要な事業用自動車の応援に関する協定（（社）滋賀県トラック協会）〔滋賀県〕	滋賀県
災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定（滋賀県漁業協同組合連合会）〔滋賀県〕	滋賀県
災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定〔滋賀県〕	滋賀県
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（プレハブ建築協会）〔滋賀県〕	滋賀県
災害時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定（滋賀県管工事業協同組合連合会）〔滋賀県〕	滋賀県
災害時における応急救援活動への応援に関する協定（滋賀県電業協会）〔滋賀県〕	滋賀県
災害時における被災者に対する旅館・ホテルの入浴施設の提供に関する協定（滋賀県旅館・ホテル生活衛生同業組合）〔滋賀県〕	滋賀県
非常変災時その他緊迫事態における市町村立学校の非常措置基準	滋賀県
災害時における応急救援活動への応援に関する協定書	滋賀県
災害時における交通及び地域安全の確保等の業務に関する協定書（滋賀県警備業協会）〔滋賀県〕	滋賀県

【参考文献 1 大津市国民保護協議会条例】（平成18年3月17日）

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、大津市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第3条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第5条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考文献 2 大津市国民保護対策本部及び大津市緊急対処事態対策本部条例】
(平成18年3月17日)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、大津市国民保護対策本部(以下「保護対策本部」という。)及び大津市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 大津市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、保護対策本部の事務を総括する。

2 大津市国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 大津市国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、保護対策本部の事務に従事する。

4 保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本市の職員のうちから本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 保護対策本部の現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の保護対策本部の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(事務局)

第6条 保護対策本部の事務を処理するため、総務部に事務局を置く。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(大津市緊急対処事態対策本部)

第8条 第2条から前条までの規定は、大津市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考文献3 大津市特殊標章及び身分証明書の交付に関する規則】

(平成30年3月1日)

(趣旨)

第1条 この規則は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第158条第2項の規定に基づく特殊標章（同条第1項に規定する特殊標章をいう。以下同じ。）及び身分証明書（同条第1項に規定する身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特殊標章の種類等)

第2条 特殊標章の種類は、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 特殊標章の表示方法及び形状は、別表に定めるとおりとする。

(職員に対する特殊標章の交付)

第3条 市長は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。）において、市職員（消防職員を除く。）で国民保護措置（国民保護法第16条の規定に基づき市が実施する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。）に係る職務を行うものに対して腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、国民保護措置に係る職務の内容を勘案して必要と認めるときは、武力攻撃事態等でない場合においても、前項に規定する者に対して腕章等を交付することができる。

3 市長は、前2項の規定により腕章等を交付する場合において、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため必要と認めるときは、旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

(職員以外の者に対する特殊標章の交付)

第4条 次に掲げる者は、武力攻撃事態等において、市長に対し特殊標章の交付を申請してその交付を受けることができる。

(1) 市から委託を受けて国民保護措置に係る業務を行う者

(2) 市が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 前項の申請は、特殊標章交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。

3 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、特殊標章を交付することが適当であると認めるときは、当該申請を行った者に対し、特殊標章を交付するものとする。

(特殊標章の特例交付)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、人命救助等のために特に緊急を要すると認めるときは、申請によらずに同条第1項に掲げる者に対し、特殊標章を交付することができる。

(特殊標章の再交付)

第6条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第2号）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定に基づき汚損又は破損により特殊標章の再交付を受ける者は、前項の申請の際、当該汚損又は破損した特殊標章を市長に返納しなければならない。

(訓練における使用)

第7条 市長は、国民保護措置についての訓練を実施する場合において必要と認めるときは、第3条第1項に規定する者及び第4条第1項に掲げる者に対し、特殊標章を貸与することができる。

(身分証明書の交付)

第8条 市長は、第3条から第5条までの規定により特殊標章を交付した者に対し、身分証明書（様式第3号）を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第9条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯しなければならない。

(身分証明書の再交付)

第10条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、速やかに市長にその旨を申し出て、身分証明書の再交付を受けなければならない。身分証明書の記載事項に変更があった場合も、同様とする。

2 前項の規定に基づき汚損又は破損により身分証明書の再交付を受ける者は、前項の申出の際、当該汚損又は破損した身分証明書を市長に返納しなければならない。

(有効期間)

第11条 身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況、交付の対象となる者が従事する国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等を勘案し、その都度市長が定める。

(特殊標章等に係る台帳の整備)

第12条 市長は、特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付するときは、様式第4号の規定による台帳にその旨を記録しなければならない。

(特殊標章等の保管)

第13条 市長は、特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管しなければならない。

(返納)

第14条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を使用する必要がなくなったとき、又は市長が返納を求めたときは、これを返納しなければならない。

(禁止事項等)

第15条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 旗等により場所等を識別させる場合にあつては、当該場所等を専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用しなければならない。

(周知)

第16条 市長は、特殊標章等の交付を受ける者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

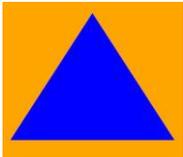
(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、特殊標章等の交付に関し必要な事項については、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	表示方法	形 状
腕章	左腕に表示	
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示	
旗	施設の平面に展張、掲揚又は表示（船舶にあつては、掲揚又は表示）	
車両章	車両にあつては両側面及び後面、航空機にあつては両面側に表示	

備考

1 特殊標章の地の塗色は橙色、正三角形の塗色は青色とする。

2 特殊標章の表面の右下に登録番号を付すものとする。

特殊標章交付申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

私は、大津市特殊標章及び身分証明書の交付に関する規則第4条第2項の規定に基づき、次のとおり特殊標章の交付を申請します。

氏名：(漢字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住所：〒 電話番号： E-mail：	写 真 縦4cm×横3cm
識別のための情報 身長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (Rh因子)	

特殊標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する特殊標章の数等

(交付者使用欄)

資格：

証明書番号：

交付等の年月日：

有効期間の満了日：

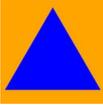
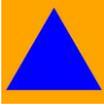
返納日：

特殊標章再交付申請書

年 月 日
(宛先) 大津市長
申 請 者 住 所 _____ (電話 _____) 氏 名 _____ 印
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号
2 紛失（破損等）年月日
3 紛失の状況（破損等の理由）
4 その他必要な事項

様式第3号（第8条関係）

表面

	大津市長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
	交付者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列7番とする。

【参考文献4 大津市消防職員に対する特殊標章及び身分証明書の交付に関する規程】

(平成30年3月1日)

大津市消防職員に対する武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第158条第2項の規定に基づく特殊標章及び身分証明書の交付については、大津市特殊標章及び身分証明書の交付に関する規則（平成30年規則第5号）の例による。

附 則

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。

【参考文献5 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(抜粋)】

(平成16年6月18日法律第112号)

(最近改正平成18年12月22日法律第118号)

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。)と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

(国民の協力等)

第四条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五条第二項の自主防災組織をいう。以下同じ。)及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。

2 前項に規定する国民の保護のための措置を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

(市町村の実施する国民の保護のための措置)

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)

第二十八条 都道府県対策本部又は市町村対策本部の長は、都道府県国民保護対策本部長（以下「都道府県対策本部長」という。）又は市町村国民保護対策本部長（以下「市町村対策本部長」という。）とし、それぞれ都道府県知事又は市町村長をもって充てる。

3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

4 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 助役

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

5 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛庁長官の同意を得た者に限る。）

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の助役

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

【参考文献6 ジュネーヴ諸条約及び追加議定書の主な内容】

条 約	条文案数	保護対象	適用期間
第1条約	64	軍隊構成員の傷病者、衛生要員、宗教要員、衛生施設、衛生用輸送手段等	条約の保護対象者が敵の権力内に陥ってから、送還が完全に完了するまで
第2条約	63	軍隊構成員の傷病者、難船者、衛生要員、宗教要員、病院船等	海上で戦闘が行われている間（上陸した後は第1条約が適用される）
第3条約	143	捕虜	敵の権力内に陥ってから、最終的に解放され、送還されるまで
第4条約	159	紛争当事国又は占領国の権力下にある外国人等	紛争又は占領の開始時から、原則として軍事行動の全般的終了時まで

(1) 条約の適用事態（共通第2条）

これらの条約は「二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合」及び「一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合」に適用される。

(2) 傷病者等の保護

各紛争当事国に対し、武力紛争時に発生する傷病者、難船者、死者等への適切な保護と看護を施すことを義務づけている。

(3) 衛生要員・衛生施設の保護

紛争当事国は、いかなる場合にも、衛生要員、衛生施設（部隊）、医療用輸送手段（病院船、衛生航空機を含む）等を攻撃してはならず、常にこれを尊重し、保護しなければならない旨規定している。

(4) 赤十字標章等の濫用防止

赤十字、赤新月等の特殊標章を保護すべき標章と定め、衛生要員、衛生施設等に所定の方法によって表示することとされている。また、このような保護を実効的ならしめるため、締約国は、これらの特殊標章の濫用を防止するために必要な措置をとらなければならないとされている。

(5) 捕虜の待遇

捕虜については、これを人道的に待遇しなければならないとされており、敵対する紛争当事国の権力内に陥ったときから、最終的に解放され、かつ、送還されるまでの間の取扱いに関して、第3条約に詳細な規定が置かれている。

具体的には、捕虜を抑留する間の宿舎、食糧、被服、医療・衛生等に関する待遇、捕虜の金銭収入（俸給、労賃の支払、補償の請求等）、捕虜の通信・救済品等、捕虜に対する刑罰・懲戒罰の付与などについて規定している。

(6) 文民の保護

武力紛争時又は占領の場合における文民の保護に関して、第4条約に詳細な規定が置かれている。（第4条約にいう文民とは、基本的には、武力紛争時又は占領の場合において紛争当事国又は占領国の権力内にある者でその紛争当事国又は占領国の国民でないもの（「被保護者」）を指す。）

(7) 重大な違反行為の防止

ジュネーヴ諸条約では、条約の実施を確保するためにその規定に違反する行為のうち特に重大なものを「重大な違反行為」と定め、締約国に対して、重大な違反行為に対する有効な刑罰を定

めるため必要な立法を行うこと、重大な違反行為を行い、又は行うことを命じた疑のある者を捜査すること、また、その者の国籍のいかんを問わず、自国の裁判所に対して公訴を提起すること等を義務づけている（いわゆる普遍的管轄権の設定）。

第1 追加議定書の主な内容

- 国際的な武力紛争につき、1949年のジュネーヴ諸条約の内容を「補完・拡充」し、新たな規定を追加。
- 第二次世界大戦以降、民族解放戦争・ゲリラ戦の増大など武力紛争の形態が多様化し、軍事技術が発達した等の現代的状況に対応するため、1977年に作成。全102条。

(1) 総則（第1編）

(イ) 適用事態（第1条）

1) 「二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合」及び2) 「一締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合」（ジュネーヴ諸条約共通第2条に定められた事態）に、3) 「植民地支配及び外国による占領並びに人種差別体制に対して戦う武力紛争」（いわゆる民族解放戦争）を含むものとして、これら1)～3)の事態に対して適用。

(ロ) 適用期間（第3条）

上記(イ)の武力紛争や占領が発生したときから、軍事行動の全般的終了時、占領の終了時、又は捕虜等の解放・送還等の時まで適用。

(2) 傷病者、難船者、医療組織、医療用輸送手段等の保護（第2編）

- 傷病者、難船者、医療組織、医療用輸送手段等の特別の保護の対象を、ジュネーヴ諸条約よりも拡大。
- 基本的に軍人・軍用物に限定されていた保護を、文民・民用物も含むように拡大。

(主な規定)

- ・ 傷病者・難船者の尊重・保護（第10条）
- ・ 医療組織の尊重・保護（第12-14条）
- ・ 軍の医療要員以外の医療要員等の尊重・保護（第15条）
- ・ 医療要員等、医療組織、医療用輸送手段の識別（第18条）
- ・ 医療用車両の尊重・保護（第21条）
- ・ 病院船等の尊重・保護（第22-23条）
- ・ 医療用航空機の尊重・保護（第24-31条）
- ・ 行方不明者の扱い（第33条）
- ・ 遺体の扱い（第34条）

(3) 戦闘の方法及び手段の規制（第3編第1部）

「戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではない」（第35条1）としつつ、紛争当事者の戦闘の方法及び手段に対し一定の規制を加える。

(主な規定)

- ・ 過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器等の使用禁止（第35条2）
- ・ 自然環境に広範、長期的かつ深刻な損害を与える戦闘の方法・手段の禁止（第35条3）
- ・ 背信行為の禁止（第37条）
- ・ 標章等の不当な使用の禁止（第38-39条）
- ・ 戦闘外にある敵の保護（第41条）
- ・ 遭難航空機から降下する者の保護（第42条）

(4) 戦闘員及び捕虜の範囲（第3編第2部）

- 戦闘員は、敵の権力内に陥れば捕虜となる。

- 捕虜の待遇の詳細は、第三条約で規定。
- 「民族解放戦線」の兵士やその他の不正規兵（いわゆる「ゲリラ」）にも戦闘員資格を付与。他方、文民たる住民からの区別義務を規定。
- 区別義務は、一定の場合に緩和され、武器を公然と携行することを条件として、戦闘員としての地位を保持。
 - (その他の主な規定)
 - ・間諜（第 46 条）
 - ・傭兵（第 47 条）

(5) 文民たる住民の保護（第 4 編）

(イ) 敵対行為の影響からの文民たる住民の保護

- 軍事目標主義（軍事行動は軍事目標のみを対象とする）の基本原則を確認（第 48 条）。
- 文民に対する攻撃の禁止（第 51 条 2）、無差別攻撃の禁止（第 51 条 4-5）、民用物の攻撃の禁止（第 52 条 1）、攻撃の際の予防措置（第 57 条）等に関し詳細に規定。
 - (その他の主な規定)
 - ・文化財・礼拝所の保護（第 53 条）
 - ・文民たる住民の生存に不可欠な物の保護（第 54 条）
 - ・自然環境の保護（第 55 条）
 - ・危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原子力発電所）の保護（第 56 条）
 - ・無防備地区（第 59 条）
 - ・非武装地帯（第 60 条）

(ロ) 「文民保護」要員等の保護

- この議定書上、「文民保護」を、敵対行為又は災害の危険から文民たる住民を保護・援助するための人道的任務を行うことと定義。
- 具体的には、警報の発令、避難の実施、避難所の管理、灯火管制に係る措置の実施、救助、医療及び宗教上の援助、消火、危険地域の探知及び表示、汚染の除去、収容施設及び需品の提供、被災地域における秩序の回復及び維持のための緊急援助、公共事業に係る設備の緊急の修復、死者の応急処理、生存のために重要な物の維持のための援助といった任務。
- この任務に携わる「文民保護組織」の要員・物品等に関し特別の保護を規定。
 - (主な規定)
 - ・文民保護要員等の保護（第 62、63、65 条）
 - ・文民保護要員等の識別（第 66 条）
 - ・文民保護組織に配属された軍隊構成員等（第 67 条）

(ハ) 女子・児童等の保護

- 紛争当事者の権力内に陥った者に対する最低限の待遇の保障（第 75 条）。
- 女子の特別の保護（第 76-77 条）、児童の特別の保護・児童の避難（第 77-78 条）等に関する規定がある。

(6) 「重大な違反行為」の追加・拡大（第 5 編第 2 部）

- 締約国は、この議定書の「重大な違反行為」を処罰するために必要な立法を行うとともに、容疑者の国籍・犯罪地を問わず、「引渡ししか処罰か」の義務を負う（いわゆる普遍的管轄権）。（ジュネーブ諸条約の「重大な違反行為」の類型を拡大・追加。）

(イ) 殺人・拷問・非人道的待遇等について対象者を拡大（第 85 条 2）

(ロ) 新たな「重大な違反行為」の追加

- (A) この議定書に違反して故意に行われ、死亡又は身体・健康に対する重大な傷害を引き起こす次の行為（第 85 条 3）
 - (a) 文民に対する攻撃
 - (b) 文民たる住民又は民用物に対する無差別攻撃
 - (c) 危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原発）に対する攻撃

- (d) 無防備地区及び非武装地帯に対する攻撃
 - (e) 戦闘外にある者に対する攻撃
 - (f) 赤十字等の特殊標章又は他の保護標章の背信的使用
 - (B) 諸条約又はこの議定書に違反して故意に行われる次の行為（第 85 条 4）
 - (a) 占領国による、自国住民の占領地域への移送、占領地域住民の追放又は移送
 - (b) 捕虜・文民の送還の不当な遅延
 - (c) アパルトヘイトの慣行その他の人種差別に基づく非人道的な慣行
 - (d) 特別の保護が与えられている歴史的建造物、芸術品又は礼拝所を攻撃し広範に破壊すること（軍事的に利用されている場合を除く）
 - (e) 公正な正式の裁判を受ける権利を奪うこと
 - (C) 権力内にある者に対する、その者の健康状態が必要としない医療上の措置又は一般に受け入れられている医療上の基準に適合しない医療上の措置（第 11 条）
- (7) 国際事実調査委員会の設置（第 5 編第 2 部）
 ジュネーヴ諸条約及びこの議定書の著しい違反とされる事実について調査する等のため、個人の資格の 15 名の委員からなる常設の国際事実調査委員会を設置（第 90 条）。

第 2 追加議定書の主な内容

- ジュネーヴ諸条約では非国際的な武力紛争については 1 カ条（共通第 3 条）のみであった規定を「補完・拡充」したもの。
 - 非国際的な武力紛争（いわゆる内乱等）における犠牲者の保護等について規定。
 - 第二次世界大戦以降のいわゆる内戦・内乱の増大という現代的状況に対応するため、1977 年に作成。全 28 条。
- (1) 適用事態（第 1 編）
 国際的な武力紛争でなく、締約国の領域において、当該締約国の軍隊と反体制派の軍隊その他の組織された武装集団（持続的にかつ協同して軍事行動を行うこと及びこの議定書を実施することができるような支配を責任のある指揮の下で当該領域の一部に対して行うもの）との間に生ずるすべての武力紛争に適用（同条 1）。暴動、独立の又は散発的な暴力行為等、武力紛争でない国内的な騒乱及び緊張の事態には適用されない（同条 2）。
- (2) 人道的待遇（第 2 編）
 敵対行為に直接参加していない者に対する人道的な待遇（第 4 条 1）等を規定。
 （主な規定）
- ・ 児童に対する特別の保護（第 4 条 3）
 - ・ 武力紛争に関係する理由で自由を奪われた者の扱い（第 5 条）
 - ・ 武力紛争に関係する犯罪を訴追・処罰する際の諸原則（第 6 条）
- (3) 傷病者、難船者等の保護（第 3 編）
 傷病者、難船者、医療要員等の尊重・保護等を規定。
 （主な規定）
- ・ 傷病者・難船者の尊重・保護（第 7 条）
 - ・ 傷病者・難船者等の捜索・収容等（第 8 条）
 - ・ 医療要員・宗教要員の尊重・保護（第 9 条）
 - ・ 医療活動の保護（第 10 条）
 - ・ 医療組織・医療用輸送手段の保護（第 11 条）
 - ・ 特殊標章の使用・尊重（第 12 条）
- (4) 文民たる住民の保護（第 4 編）
 軍事行動から生ずる危険からの文民の一般的保護、攻撃の禁止（第 13 条）等を規定。
 （主な規定）
- ・ 文民たる住民の生存に不可欠な物の保護（第 14 条）

- ・危険な力を内蔵する工作物等（ダム、堤防、原子力発電所）の保護（第 15 条）
- ・文化財及び礼拝所の保護（第 16 条）
- ・文民の強制的移動の禁止（第 17 条）
- ・救済団体及び救済活動の保障（第 18 条）

【参考文献7 武力紛争の際の文化財の保護のための条約（抄）】

締約国は、

文化財が最近の武力紛争の間に重大な損害を被っていること及び交戦技術の発達のため文化財の破壊の危険が増大していることを確認し、各国民が世界の文化に貢献しているのであるから、いかなる国民に帰属する文化財に対する損害も全人類の文化遺産に対する損害を意味するものであることを確認し、文化的遺産の保存が世界のすべての国民にとって多大の重要性を有すること及びこの遺産に国民的保護を与えることを考慮し、一八九九年及び、一九〇七年のヘーグ条約並びに一九三五年四月一五日のワシントン条約において確保された武力紛争の間における文化財の保護に関する諸原則を指針とし、このような保護が、平和時にその組織化のための国内性及び国際的措置が執られていない限り、効果的でありえないと認め、文化財を保護するため可能なすべての措置を執ることを決意して、

次の条項を確認した。

第一章 保護に関する一般協定

第一条（文化財の定義）

この条約の適用上、「文化財」とは、その源又は所有者のいかんを問わず、次に掲げるものをいう。

- (a) 各国民が受け継ぐべき文化的遺産にとってただの重要性を有する次のような動産又は不動産建築上、芸術上又は歴史上記念すべき物（宗教的であると否を問わない）

考古学的遺産

全体として歴史的又は芸術的に意義のある建物群

美術品

芸術的、歴史的又は考古学的に意義のある書跡、書籍その他の芸術

科学的収集、書籍若しくは記録の重要な収集又は前掲の財の複製品の重要な収集

- (b) 博物館、図書館、記録保管所その他の建造物であって、(a)に定める動産文化財を保存し、又は展覽することを主要なかつ実効的な目的とするもの及び(a)に定める動産文化財を武力紛争の際に防護するための避難施設

- (c) (a)及び(b)に定める文化財が多数所在する集中地区（以下「文化財集中地区」という。）

第二条（文化財の保護）

この条約の適用上、文化財の保護とは、文化財を保全し、及び尊重することをいう。

第三条（文化財の保全）

締約国は、自国の領域内に所在する文化財を武力紛争による予測される影響に対して保全することを、適当と認める措置を執ることにより平和時に用意することを約束する。

第四条（文化財の尊重）

- 1 締約国は、武力紛争の際に破壊又は損傷を受ける危険がある目的に自国及び他の締約国の領域内に所在する文化財、その直接の周辺及びその保護のために使用される施設を使用しないようにすることにより、並びにその文化財に向けていかなる敵対行為も行わないようにすることにより、その文化財を尊重することを約束する。
- 2 本条1に定める義務は、真にやむを得ない事実上の必要がある場合にのみ免れることができる。
- 3 締約国は、また、文化財のいかなる形における窃盗、略奪又は文化財のいかなる野蛮な行為を禁止し、防止し、及び必要があるときは停止させることを約束する。締約国は、他の締約国の領域内に所在する動産文化財を徴発してはならない。
- 4 締約国は、文化財に対し復讐手段としていかなる行為を持ってはならない。
- 5 締約国は、他の締約国が第三条の保全措置を実施しなかったという事実を理由として、当該他の締約国に関し、本条に規定する義務を免れることはできない。

第五条（占領）

- 1 締約国は、他の締約国の領域の全部又は一部を占領した場合においては、被占領国の文化財の保全及び保存につき、その被占領国の権限のある機関をできる限り援助しなければならない。
- 2 占領地域内にある文化財で軍事行動によって損傷を受けたものを保存するために措置を執る必要がある場合において、被占領国の権限のある機関がその措置を執ることができないとき

は、占有国は、できる限り、かつ、その被占領国の機関と密接に協力して、最も必要な保存価値を執らなければならない。

- 3 締約国であって、その政府が対敵抵抗運動を行う者によって正統政府と認められているものは、可能な場合には、この条約の文化財の尊重に関する規定に従う義務についてこれらの注意を喚起しなければならない。

第六条（文化財の標識の表示）

文化財には、その識別を容易にするため、第一六条の規定に従い標識を附することができる。

第七条（軍事上の措置）

- 1 締約国は、平時時に、この条約の遵守を確保するような規定を軍事上の規則又は訓令の中に入ること並びにその軍隊の構成員の間にすべての国民の文化及び文化財に対する尊重の精神を育成することを約束する。
- 2 締約国は、文化財の尊重を有すること及び、文化財の保全につき責任を有する文民機関と協力することを任務とする機関又は専門職員を、平時時に、自国の軍隊中に設置し、又はその措置を計画することを約束する。

第二章 特別措置

第八条（特別保護の付与）

- 1 動産文化財を武力紛争の際に防護するための避難施設、文化財集中地区及び他の非常に重要な不動産文化財は、次の要件を満たす場合には、その数を限定して特別保護の下におくことができる。
 - (a) 大きい工業地区又は攻撃を受けやすい地点たる必要な軍事目標（たとえば、飛行機、放送局、国防のために使用される施設、比較的重要な港若しくは停車場又は交通幹線）から妥当な距離に所在すること。
 - (b) 軍事上の目的に使用されていないこと。
- 2 動産文化財のための避難施設は、爆弾によって害を受けるおそれのまったくないように造られているような場合には、その所在のいかんを問わず、特別保護の下に置くことができる。
- 3 文化財集中地区は、軍事要員又は軍事資材の移動のため利用される場合においては、通過のため利用されるときでも、軍事上の目的に使用されるものとみなされる。軍事行動上、軍事要員の駐留又は軍事資源の生産のいずれかに直接関係がある文化財集中地区内で行われる場合にも、同様にとする。
- 4 特別に権限を付与された武装監視人が本条1に掲げる文化財を警衛すること又は公の秩序の維持を通常の任務とする警備隊がその近傍に所在することによっては、その文化財は軍事上の目的に使用されているものとみなされていない。
- 5 本条1に掲げる文化財が同項にいう重要な軍事目標の近辺に所在する場合においても、保護を要請する締約国が武力紛争の際にその軍事目標を使用しないことを約束するとき、及び特に港、停車場又は飛行場についてはその締約国がすべての運輸を他に転換することを約束し、かつ、その転換を平時時に用意するときは、その文化財を特別保護の下に置くことができる。
- 6 特別保護は、文化財が「特別保護文化財団国際登録簿」されることによりその文化財に対して与えられる。この登録は、この条約の実施規則に定める条件に基づいてのみ行われるものとする。

第九条（特別保護の下にある文化財の不可侵）

締約国は、国際登録簿への登録が効力を生ずる時から、特別保護の下にある文化財に向けていかなる敵対行為をも行わないようにするることにより、及び特殊保護の下にある文化財は又はその周辺を、第八条5に規定する場合を除くほか、軍事上の目的にしないようにすることにより、その文化財の不可侵を確保することを約束する。

第一〇条（表示及び管理）

特別保護の下にある文化財は、武力紛争の間、第一六条の識別標識により表示されるものとし、かつ、この条約の実施規則に定める国際管理の下に置かれるものとする。

第一一条（不可侵の停止）

- 1 締約国の一が、特別保護の下にあるいずれかの文化財に関し、第九条の規定する義務に違反したときは、敵対国はこの違反が継続する間、その文化財を確保する義務を免れるものとする。

ただし、敵対国は、可能なときはあらかじめ、その違反行為を相当な期間内に終止するように要請しなければならない。

- 2 本条1に定める場合を除くほか、特別保護の下にある文化財の不可侵は、避けることができない軍事上の必要がある例外的な場合においてのみ、停止されるものとする。その必要の有無は、師団以上の大きさの部隊の指揮官のみが認定することができる。事情が許すときは、敵対国は、不可侵を停止する決定について、相当な期間の事前の通告を受けるものとする。
- 3 不可侵を停止する国は、できる限りすみやかに、この条約の実施規則に定める文化的管理間に対し、その旨を理由を記した書面により通告しなければならない。

第三章 文化財の輸送

第一二条（特別保護の下における輸送）

- 1 もっぱら文化財を移動するための輸送は、一領域内で行われるものであると他の領域に向けて行われるものであるとを問わず、関係締約国の要請により、この条約の実施規則に定める条約に従って特別保護の下に行うことができる。
- 2 特別保護の下にある輸送は、前記の実施規則に定める国際的監督の下に行い、かつ、この輸送には、第一六条の識別標識を掲示しなければならない。
- 3 締約国は、いかなる敵対行為をも特別保護の下における輸送に向けて行わないようにしなければならない。

第一三条（緊急の場合における輸送）

- 1 締約国が、特に武力紛争の初めに当たり、ある文化財の安全のためその移動が必要であり、かつ、事態が緊急であるため第一二条に定める手続きによることができないような場合であると認められるときには、すでに第一二条に定める不可侵の要請が行われ、かつ、拒否されている場合を除くほか、その輸送には、第一六条の識別標識を掲示することができる。この移動については、できる限り、敵対国に通告しなければならない、ただし、他国の領域への文化財の輸送には、不可侵が明示的に認められないときは、識別標識を掲示することができない。
- 2 締約国は、本条1の輸送であって識別標識を掲示しているものに向けて敵対行為が行われているようにするため必要な予防措置をできる限り執るものとする。

第一四条（押収、拿捕及び捕獲からの不可侵）

- 1 次のものに押収、捕獲又は拿捕からの不可侵を認めるものとする。
 - (a) 第十二条又は第一三条に定める保護の利益を受ける文化財
 - (b) もっぱら文化財を移動するための輸送手段
- 2 本条の規定は、臨検及び検索の権利制限するものではない。

第四章 要員

第一五条（要員）

安全保障上の利益に反しない限り、文化財の保護に携わる要員は、文化財の利益のために尊重されるものとし、敵対国の権力内に陥った場合において、その者が責任を有する文化財も敵対国の権力内に陥ったときは、自己の責務を引き継ぎ遂行することを許されるものとする。

第一六条（条約の標識）

- 1 この条約に定める識別標識は、下方がとがり、かつ、青色面と白色面とで斜め十字に四分された楯（一角がその楯の先端を形成する生青色の正方形、その正方形の上方の三角形及び両側にある一個ずつの白色の三角形からなっているもの）の形をしたものとする。
- 2 この標識は、第一七条に定める条件に基づき、一個のみで、又は三個を三角状（一個の楯を下方に置く。）に並べて使用する。

第一七条

- 1 三個並べて用いる識別標識は、次のものを表示する手段としてのみ使用することができる。
 - (a) 特別保護の下にある不動産文化財
 - (b) 第一二条及び第一三条に定める条件に基づく臨時避難施設
 - (c) この条約の実施規則に定める条件に基づく文化財の輸送
- 2 一個のみの識別標識は、次のものを表示する手段としてのみ使用されることができる。

- (a) 特別保護の下にない文化財
 - (b) この条約の実施規則に従い管理の任にあたる者
 - (c) 文化財の保護に携わる要員
 - (d) この条約の実施規則に定める身分証明書
- 3 武力紛争の間、この識別標識の使用は、本条1及び2に定める場合を除き禁止され、また、この識別標識に類似する標識の使用は、目的のいかんを問わず禁止される。
- 4 識別標識は、締約国の権限にある機関が正当に日付を付して書名した証書が同時に掲示されていない場合には、いかなる不動産文化財に対しても附することができない。

第六章 条約の適用範囲

第一八条 (条約の適用)

- 1 この条約は、平和時に実施すべき規定のほか、宣戦布告があった戦争その他の締約国の間に生ずる武力紛争の場合において、それらの締約国の一又は二以上が戦争状態を承認しているとの否を問わず、適用する。
- 2 この条約は、また、締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が抵抗力を受けると否を問わず、適用する。
- 3 紛争当事国の一がこの条約の締約国でない場合にも、締約国である諸国は、その相互の関係においては、この条約によって拘束されるものとする。さらに、これらの諸国は、締約国でない紛争当事国の一がこの条約の規定を受諾する旨を宣言してその規定を適用する間、その国との関係においても、この条約によって拘束されるものとする。

第一九条 (国際的性質を有しない紛争)

- 1 締約国の一領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、少なくとも、この条約の文化財の尊重に関する規定を適用しなければならない。
- 2 紛争当事者は、特別の協定によって、この条約の他の規定の全部又は一部を実現することに努めなければならない。
- 3 国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）は、その役務を紛争当事者に提供することができる。
- 4 前記の規定の適用は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第七章 条約の実施

第二一条 (利益保護国)

この条約及びその実施規則の適用は、紛争当事国の利益の保全の任に当たる利益保護国と協力して行われるものとする。

第二二条 (調停の手続き)

- 1 利益保護国は、文化財の利益にあると認めるすべての場合、特にこの条約又はその実施規則の規定の適用又は解釈に関して紛争当事者で意見が一致しない場合には、周施をするものとする。
- 2 このため、各利益保護国は、紛争当事国の一若しくはユネスコ事務局長の要請又は自国の発意により、紛争当事国に対し、適当に選ばれた中立の地域で、紛争当事国の代表者、特に文化財の保護につき責任を有する機関が会合するように提案することができる。紛争当事国は、自国に対する会合の提案に従わなければならない。利益保護国は、中立国に属する者又はユネスコ事務局長の提示するもので、前記の会合に議長として参加するように招請されるべきものの氏名を、紛争当事国に提示して、その承認を求めなければならない。

第二三条 (ユネスコの援助)

- 1 締約国その文化財の保護を組織化するに当り、又はこの条約若しくはその実施規則の適用から生ずる他のすべての問題に関し、ユネスコに技術援助を求めることができる。ユネスコは、その事業計画及び資力の範囲内でこの援助を与えなければならない。
- 2 ユネスコは、自己の発意により、前記の事項について提案を締約国に対して行う権限を有する。

大津市国民保護計画

【資料編】

作 成 平成 19 年 2 月
修 正 平成 22 年 4 月
修 正 平成 28 年 2 月
修 正 平成 30 年 3 月
編集：大津市
庶務：大津市総務部危機・防災対策課
大津市御陵町 3 番 1 号
TEL 077-528-2616 (ダイヤル)
E-mail : otsu1223@city.otsu.lg.jp
